

実施)。高齢者福祉政策としては、敬老年金<sup>(注3)</sup>の支給、高齢者の経歴を活用した経済・社会参加の拡大のための「地域社会シニアクラブ」モデル事業の実施、働く場を提供し所得を保障するための「老人就業幹せんセンター」の設置・運営、老人共同作業場の設置・運営、老人支援奉仕活動及び余暇活動の支援による老人の社会活動参加支援等がある。

敬老年金は税負担により運用され、2003年は61万9,000人の低所得者に1人当たり月額約20万ウォンが支給された。

また、痴呆・痛風等疾病老人の管理対策、老人医療福祉施設の拡大、「家庭奉仕員派遣施設」の運営、デイケア・一時保護施設の運営、一人暮らし老人世帯の保護、無料敬老食堂の支援及び食事配達事業を推進している。高齢者雇用促進法においては、努力義務規定であるが、高齢者基準雇用率(55歳以上の雇用者の割合を3.0%以上とする)があり、事業主に対する雇用指導が行われている。

### (3) 障害者福祉施策

保健福祉部が実施している(一部の事業は労働部が実施)。障害者の完全な社会参加と平等を保障することを基本目標に、障害者福祉発展5か年計画(1998～2002年)に基づき、障害者の福祉・雇用・教育等の諸問題の解決を総合的に推進した。2004年現在、登録障害者は162万人、推定障害人数は184万人となっている。

具体的な施策としては、障害者福祉の拡大のために、①障害発生の予防、②障害者の登録及び調査研究、③障害者の所得保障・生活安定支援と負担軽減、④障害者福祉施設・便宜施設の拡充、⑤障害認定範囲の拡大、⑥障害者リハビリテーションの支援、また、障害者雇用の促進のために、①障害者雇用義務制度(法定雇用率2.0%)の実施、②障害者雇用促進の支援、③就職幹せん及び職業訓練の実施等を行っている。

### (4) 児童健全育成施策

韓国の児童健全育成政策は、①6歳未満の幼児を保護し、育成するのに必要な教育サービスの提供や②心身ともに健康で社会的役割を果たす成人に育成することを主たる目的としている。

#### a 児童手当

日本の児童手当に該当する手当はない。なお、地方自治体の一部では出産祝い金等を出す場合がある。

#### b 集団託児施設

5歳以下の幼児を日中預かる施設は、91年の幼児保護法施行以降急速に増加し、2002年現在2万2,147施設(一部施設は12歳までを対象としている。92年は4,153施設。)あり、80万991人の幼児が利用している。政府はこうした施設に対し、人件費、維持費等に関し経済的に支援している(2002年には約2,100億ウォン)。

#### c 児童福祉施策

児童福祉施策としては、(ア)児童の健全育成施策として児童相談事業の推進、児童虐待予防センターの設置・運営、迷子総合センターの設置・運営、血縁後援事業、児童権利保護認識の普及推進、(イ)家庭環境保護としてクラブホーム及び家庭委託保護、(ウ)施設保護として児童福祉施設での保護、施設延長児童の自立支援、(エ)国内養子縁組制度の実施、(オ)児童の求職支援等がある。

## 6 近年の動き・課題・今後の展望等

社会福祉関係予算の拡充、福祉政策の充実は、OECD加盟国として他の先進諸国並の国民生活水準を達成し、来る高齢化社会に備えるためにも重要な課題となっている。

家族構成が変容する中、女性の社会進出・地位向上が重要となっており、併せて、母性保護や出産・育児と社会参加の両立支援が重要となっている。2001年には女性施策を担当する中央省庁として設立された女性部が、2005年6月から「女性家族部」として改編され、これまで政府各部署に散在していた家族政策も合わせて女性家族部において所管されることとなった。

また、2004年の韓国の合計特殊出生率(1人の女性が、妊娠可能な期間(15～49歳)に出産する子どもの数の平均)が1.16人を記録、過去最低だった2002年の1.19人を下回っており、OECD加盟国中においても最低ランクの数字である。これを受け、保健福祉部長官は包括的な対策を実施する予定であることを明らかにした。

(注1) 保健福祉部は、厚生行政を所掌する韓国の中央省庁。  
(注2) 行政区画の単位については、広域自治体(特別市、広域市、道)の下に基礎自治体(区、市、郡)があり、その下に邑、面、更に洞、里がある。

(注3) 敬老年金は、国民年金制度では加入期間不足等で年金が受給できない低所得高齢者(生活保障(生活保護)受給者を除く)に対する無拠出の年金。

## 中国

### 1 社会保障制度の概要

中国の社会保障制度は、1951年に「労働保険条例」が制定され、国有企業労働者等に対する老齢給付、医療給付等の制度化されたことに起源を有する。公務員、企業労働者、農村住民とその戸籍、職業等に応じて、逐次制度化が図られており、現在でもその区分が基本的に維持されている。なお、介護保険制度はない<sup>(注1)</sup>。

中国は、広大な国土と膨大な人口を抱えていることから、国民生活の状況は一様ではなく、統一的な社会保障制度の構築が難しい状況にある<sup>(注2)</sup>。社会保障制度の恩恵を蒙る層は、経済水準が高い者や経済水準の高い地域の者となっている一方、社会的弱者層(老人、障害者、失業者、無・低収入者、出稼ぎ者、農民等)に対する社会保障制度は整備が遅れており、むしろ社会保障制度が生活格差を拡大させている側面もある。社会保障制度の整備・強化、特に弱者層に対する制度的な対応が喫緊の課題となっている。

### 2 社会保険制度等

中国では、年金(都市部における制度加入者1.6億人)、医療(同1.2億人)、失業(同1億人)、労働災害(同0.7億人)、出産育児(同0.4億人)の各分野において社会保険制度がある。制度発足が遅れたこともあり、保険料負担は一般に高く、地域によっては賃金の50%を超える場合もある。ここでは年金、医療、出産育児及び関連施策を紹介する。

#### (1) 年金制度

##### a 制度の類型

中国では、公的年金を基礎としつつ各種私的年金を多層的に整備することによって、全体として必要な老後所得を保障することとしている。公的年金制度には、都市企業労働者に対する都市従業者基本年金、公務

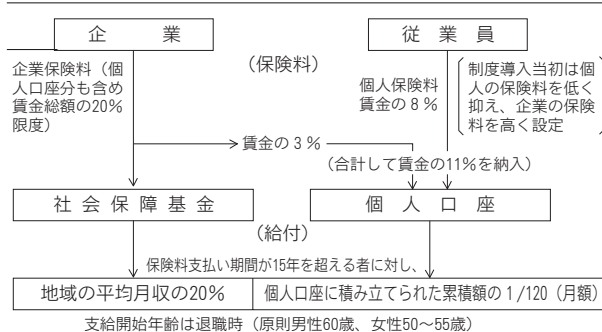
員退職者に対する公務員年金保険、農村住民に対する農村社会年金保険があり、公的年金を補完するものとして企業補充年金保険、個人貯蓄型年金保険がある。

都市部では、強制加入となっているものの、実際の加入者は多くない。都市部住民の50%強、農村部住民の80%強が公的年金制度に加入していない。

#### b 都市従業者基本年金制度

都市企業労働者に対する老後所得保障については、過剰な企業負担の軽減、個人負担を含む拠出財源を背景にした安定的な給付の実現(国有企業の年金財政の破綻<sup>(注3)</sup>が背景)、国有企業以外の企業に勤務する従業者等の老後保障の確保等を目的として、1997年以降全国統一的な新たな年金制度(都市従業者基本年金制度)の普及・移行が進められている。下図の通り、個人口座(個人積立)と社会保障基金の二本立ての仕組みとなっている。加入者数は、在職者1億2,250万人(都市部就業者の約46%)、退職者4,103万人(都市部退職者の約88%)である(2004年末)。

〈図2-3〉中国の基本年金制度の仕組み



資料出所 中国政府資料

管理運営：各省区及び直轄市が行うことを原則とするが、地域の実情に応じて市レベルで行っている地域もある。